

3 . 調 査 票 等 見 本

しんきょうと ふじんけんきょういく けいはつすいしんけいかく
「**新**京都府**人**権**教**育・**啓**発**推**進**計**画」

かん ふみんちょうさ
に**関**する**府**民**調**査

へいせい ねん がつ
平成23年9月

きょう と ぶ
京 都 府

きにゅう ねが
ご**記**入**に**あ**た**つ**て**の**お**願**い**

- 1 必かならず、あて名なのご本人ほんにんが記入きにゅうしていただくようお願いねがします。(ご本人ほんにんによる記入きにゅうが困難こんなんな場合は、ご家族等かぞくとうがご本人ほんにんから聞き取きって代筆だいひつをお願いねがします。)
- 2 年齢ねんれいなどご本人ほんにんに関する事項じこうは、この調査票ちょうさひょうの記入日きにゅうひ現在げんざいでご記入きにゅうください。
- 3 それぞれの問といで、あてはまる選択肢せんたくしの番号ばんごうに○をつけてください。
また、「その他た　ぐたいてき(具体的に：　　)」を選えらばれた場合ばいには、(　　)内ないにその内容ないようをご記入きにゅうください。
もし、選択肢せんたくしに誤あやまって○をつけた場合ばいは、はっきりと×印じりしを記入きにゅうして訂正ていせいし、改あらためて正しい番号ばんごうに○をつけてください。
- 4 ご記入きにゅういただきました調査票ちょうさひょうは、10月10日(月)までに、同封どうふうの返信用封筒へんしんようふうとうに入れて、ご投函とうかんください。(切手きっての貼付ちゅうふは不要ふようです。)
なお、返信用封筒へんしんようふうとうに差出人さしだしにんのお名前なまえを書いていただく必要ひつようはありません。
- 5 この調査ちょうさについてのご質問等しつもんなどがありましたら、下記かきまでお問とい合あわせください。

きょうとぶ ふみんせいかつぶ じんけんけいはつすいしんしつ きかく すいしんたんとう
京都府 府民生活部 人権啓発推進室 企画・推進担当

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

でんわばんごう 電話番号 075-414-4267 FAX番号 075-414-4268

E-メール jinken@pref.kyoto.lg.jp

このアンケートの文章ぶんしょうを**読**むことが**む**ずかしい方かたへ

どなたか親したしい方かたに代読だいてくしてもらって回答かいとういただくか、「読むことがむずかしいた
め回答かいとうできない」という内容ないようのメモを添そえてご返送へんそうくださいますようお願いねがします。

人権に関する一般的な考え方や認識についてお聞きします。

(人権尊重に関する考え)

問1 あなたは、「人権が尊重される」とはどういうことだと思いますか。いくつでも選んで○をつけてください。

1. 公権力から干渉されず、自由に生活できること
2. 差別されない、平等であること
3. 個人として尊重されること
4. 個人のもつ可能性を発揮する機会が認められること
5. 健康で文化的な最低限度の生活を送ることができること
6. その他（具体的に： _____)
7. わからない

(人権尊重の感じ方)

問2-1 人権を取り巻く社会の状況について、あなたはどのように思いますか。次の各事項ごとにあてはまる番号1つに○をつけてください。

< 事 項 >	そう思う	どちらか といえば そう思う	いちがいに 言えない	どちらか といえば そう 思わない	そう 思わない	わからない
ア. 府民一人ひとりの人権意識は、10年前と比べて高くなっている	1	2	3	4	5	6
イ. 京都府は、人権が尊重された豊かな社会になっている	1	2	3	4	5	6

じんけんかだい かん そんちようど
(人権課題に関する尊重度)

とひ 2-2 あなたは、次にあげた人権が尊重されていると思いますか。ア～コの各事項ごとにあ
 はんごう
 てはまる番号1つに○をつけてください。

< 事 項 >	そんちよう 尊重されて いる	ていど ある程度 尊重されて いる	あまり 尊重されて いない	そんちよう 尊重されて いない	わからない
ア. 同和地区出身者の人権	1	2	3	4	5
イ. 女性の人権	1	2	3	4	5
ウ. 子どもの人権	1	2	3	4	5
エ. 高齢者の人権	1	2	3	4	5
オ. 障害のある人の人権	1	2	3	4	5
カ. 外国人の人権	1	2	3	4	5
キ. エイズ、ハンセン病患者等の人権	1	2	3	4	5
ク. 犯罪被害者とその家族の人権	1	2	3	4	5
ケ. ホームレスの人権	1	2	3	4	5
コ. 性同一性障害者の人権	1	2	3	4	5

じんけんそうだんまどぐら じんち
(人権相談窓口の認知度)

とひ 3 あなたは、人権に関する事柄で悩んだときなどの対応のため、国(法務局や人権擁護委員)
 ちほうじちたい きやうとふ しちやうそん
 をはじめ地方自治体(京都府や市町村)やNPO法人等の民間団体において人権相談の窓口
 ひら
 が開かれているのはご存じですか。次のうちあてはまる番号1つに○をつけてください。

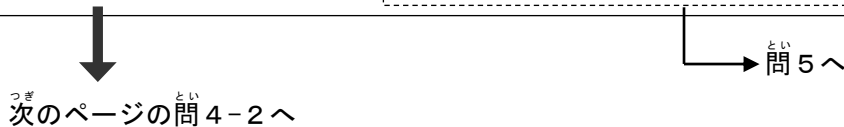
1. 知っている	2. 知らない
----------	---------

じんけんしんがい
人権侵害についてお聞きします。

じんけんしんがい けいけん うむ
(人権侵害された経験の有無)

とひ 4-1 あなたは、過去5年間に自分の人権を侵害されたと感じたことがありますか。次のう
 はんごう
 ちあてはまる番号1つに○をつけてください。

1. ある	2. ない	3. わからない
-------	-------	----------



【問4-1で「1. ある」と回答した方に、問4-2・問4-3についてお聞きします。】

（人権侵害された経験の内容）

問4-2 それは、どのような人権侵害でしたか。いくつでも選んで○をつけてください。

1. あらぬ噂や悪口による、名誉・信用などの侵害
2. 公的機関や企業・団体による不当な扱い
3. 地域での暴力、脅迫、無理強い、仲間外れ
4. 家庭での暴力や虐待
5. 差別待遇（信条・性別・出身地・社会的地位・心身の障害によるものなど）
6. プライバシーの侵害
7. パワーハラスメント（職場等で職務権限を通じて行ういじめや嫌がらせ）
8. セクシャルハラスメント（性的嫌がらせ）
9. インターネットを悪用した人権侵害
10. その他（具体的に： _____）
11. わからない

（人権侵害への対応）

問4-3 人権侵害を受けたと感じた際、あなたはどのように対応されましたか。いくつでも選んで○をつけてください。

1. 相手に対し人権侵害であるとして注意したり、抗議した
2. 家族や友人など信頼できる人に相談した
3. 公的機関（法務局・府・市町村等の人権相談窓口、警察等）に相談した
4. NPO法人等民間団体に相談した
5. 職場の相談窓口で相談した
6. 弁護士等に相談した
7. その他（具体的に： _____）
8. なにもしないでそのままにした
9. わからない

差別や人権侵害などに関する考え方や認識についてお聞きします。

(差別に対する考え方)

問5 あなたは、次にあげた事項についてどう思いますか。次のア～オの各事項ごとに、あなたのお考えにもっとも近いものを選びあてはまる番号1つに○をつけてください。

< 事 項 >	差別だと 思う	差別だと 思わない	いちがいに 言えない
ア. 就職試験の成績や面接結果が、他の人よりも良かったにもかかわらず、母子家庭であることを理由に不採用とされた	1	2	3
イ. 妻が外で働きに出たいと考え夫に相談したところ、夫は「男は仕事・女は家庭」と言って、妻が働くことに反対した	1	2	3
ウ. 子どものある人が手頃な家を見つけたが、近くに同和地区があり、同じ通学区域になることがわかったので、買うのをとりやめた	1	2	3
エ. 外国人であることを理由に、賃貸マンションへの入居を断られた	1	2	3
オ. 自宅の近くに建設される病院が精神科病院であると聞き、その建設に反対した	1	2	3

(身近な人権問題に関する考え方)

問6 人権の尊重や侵害については、人によっていろいろと考え方の違いがあります。次のア～キの各事項ごとに、あなたのお考えにもっとも近いものを選びあてはまる番号1つに○をつけてください。

<p>< 事 項 ></p>	<p>そう思う</p>	<p>どちらか といえば そう思う</p>	<p>いちがいに 言えない</p>	<p>どちらかと いえばそう 思わない</p>	<p>そう 思わない</p>
<p>ア. 同和問題は、口に出さずそっとしておけば自然になくなると思うので、学校や職場で積極的に学習や研修を行わなくともよい</p>	1	2	3	4	5
<p>イ. 身体が不自由になった親の介護について、女性の役割だと決めつけるのはよくない</p>	1	2	3	4	5
<p>ウ. 子どもが参加する地域行事を決める際に、大人だけで決めて、子どもの意見表明の場がなくともよい</p>	1	2	3	4	5
<p>エ. 認知症で徘徊する高齢者について、介護者が側にいない場合、鍵をかけて家から出られないようにすることはやむを得ない</p>	1	2	3	4	5
<p>オ. 企業は利益追求が第一の目的であり、不況時に障害のある人を雇うことができなくてもやむを得ない</p>	1	2	3	4	5
<p>カ. 日本に住む外国人は、できるだけ日本の文化や慣習に合わせる努力をすべきである</p>	1	2	3	4	5
<p>キ. 感染症患者については、感染拡大防止のため、プライバシーの保護などが制限される場合があってもやむを得ない</p>	1	2	3	4	5

(風習等に対する考え方)

問7 あなたは、次にあげた事項についてどう思いますか。次のア～エの各事項ごとに、あなたのお考えにもっとも近いものを選びあてはまる番号1つに○をつけてください。

< 事 項 >	当然のことと 思う(いつも気 にしている)	おかしいと思 うが、自分だ けが反対して も仕方がない	まちがってい ると思うし、な くしていかな ければと思う	わからない
ア. 結婚式は「大安」の日でないと よくないという風習	1	2	3	4
イ. 結婚の相手を決めるときに、 家柄とか血筋を問題にすること	1	2	3	4
ウ. 結婚の相手を決めるときに、 相手方の身元を調査すること	1	2	3	4
エ. 家を建てるときに、方角が良い とか良くないとかいう風習	1	2	3	4

(同和地区出身者との結婚)

問8 仮にあなたにお子さんがいた場合、お子さんの結婚しようとする相手が同和地区出身者と分かった場合、あなたはどうすると思いますか。次の中からあてはまる番号1つに○をつけてください。

1. 子どもの意思を尊重し、問題にしない
2. 親としては反対だが、子どもの意思を尊重する
3. 家族の者や親戚の反対があれば、結婚は認めない
4. 絶対に結婚は認めない
5. わからない

(採用選考の判断材料)

問9 就職の採用選考に当たって、応募者の適性・能力とは関係のない家庭状況(家族の職業、収入、住宅状況等)、思想、信条、宗教などを質問したり、身元を調査したりして、採用を決める際の判断材料とすることについて、あなたはどう思いますか。次の中からあてはまる番号1つに○をつけてください。

1. 採用選考は、応募者本人の適性・能力のみによるべき
2. どちらかと言えば、応募者本人の適性・能力がより重視されるべき
3. どちらかと言えば、家庭状況、思想、信条、宗教などがより重視されるべき
4. 家庭状況、思想、信条、宗教などが重視されるべき
5. わからない

(インターネットによる人権侵害への対応)

問10 パソコンや携帯電話などを利用したインターネット上の掲示板や学校裏サイトへの差別的な書き込みや個人情報の掲載などインターネットによる人権侵害を改善するためには、あなたはどうすればよいと思いますか。いくつでも選んで○をつけてください。

1. インターネットを利用するときのルールやマナーについての教育、啓発を推進する
2. プロバイダ等に対し個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための啓発活動を推進する
3. プロバイダ等に対し削除を求める
4. 不適切な情報発信者に対する監視、取締りを強化する
5. 表現の自由に関わる問題であり、慎重に対応する必要がある
6. プロバイダ等の自主性に任せる
7. その他（具体的に： _____）
8. わからない

人権問題を理解するための取組やかかわりについてお聞きします。

(人権研修等への参加状況)

問11 最近(5年間)、あなたは、人権問題に関する研修会や講演会、啓発映画上映会や人権啓発フェスティバル(人権のつどい)などの人権啓発に関するイベント等に参加されたことがありますか。次の中からあてはまる番号1つに○をつけてください。

1. 参加したことがある 2. 参加したことがない → 次のページの問13へ

問11-1 これまでに参加された回数は何回ですか。

1. 1～2回 2. 3～4回 3. 5回以上

【問11で「1. 参加したことがある」と回答した方に、問12についてお聞きします。】

(啓発事業参加後の人権問題に関する理解の変化)

問12 あなたは、人権啓発に関するイベント等に参加して、人権や人権問題に対する理解・認識は深まりましたか。次の中からあてはまる番号1つに○をつけてください。

1. 深まった
2. どちらかといえば深まった
3. 変わらない
4. わからない

(効果的な人権啓発手法)

問13 あなたは、人権問題について理解や認識を深めるためには、どのようなものが役立つと思いますか。次の中から役立つと思われる番号を3つ以内で○をつけてください。

1. お住まいの地域で行われる研修会、講演会、人権啓発フェスティバル等
2. お勤めの職場や職種・業界団体等による研修会、講演会等
3. 小・中学校など学校での人権教育
4. 府や市町村等の広報誌、冊子
5. 社内報
6. 新聞の記事・意見広告
7. 雑誌や週刊誌の記事
8. 人権問題に関する書籍
9. ラジオ・テレビ
10. インターネット
11. 映画・DVD・ビデオ
12. 実態を見たり、当事者の話を聞く
13. 地域の人権課題をテーマにした住民自らが取り組む劇「人権劇」
14. 様々な人権問題の解決に取り組むNPO法人等の活動等
15. その他（具体的に： _____）

(人権問題の解決に取り組んでいる人との出会い)

問14 あなたは、次のような人権問題の解決に熱心に取り組んでいる人に出会ったことがありますか。ア～サの各事項ごとにあてはまる番号1つに○をつけてください。

< 事 項 >	親族・近所 等にいる	親しく付き 合っている 人にいる	親しい付き 合いではな いが、いる	テレビ、 ラジオ等で 知っている	出会った ことはない
ア. 同和問題	1	2	3	4	5
イ. 女性の人権問題	1	2	3	4	5
ウ. 子どもの人権問題	1	2	3	4	5
エ. 高齢者の人権問題	1	2	3	4	5
オ. 障害のある人の人権問題	1	2	3	4	5
カ. 外国人の人権問題	1	2	3	4	5
キ. エイズ、ハンセン病患者等の人権問題	1	2	3	4	5
ク. 犯罪被害者とその家族の人権問題	1	2	3	4	5
ケ. ホームレスの人権問題	1	2	3	4	5
コ. 性同一性障害者の人権問題	1	2	3	4	5
サ. その他(_____)	1	2	3	4	5

人権が尊重される社会づくりに求められることについてお聞きします。

(人権が尊重される社会づくりに向けた施策)

問15 あなたは、人権が尊重される社会を実現するために、どのような人権教育や啓発の施策が必要だと思いますか。特に重要と思われる番号を3つ以内で○をつけてください。

1. 学校等における人権教育を充実させる
2. 家庭での人権教育を支援する
3. 公民館等で行う人権教育を充実させる
4. 企業、事業所における人権尊重に向けた取組を支援する
5. 行政が住民の人権意識を高めるための啓発活動を推進する
6. 行政が人権尊重の視点に立って様々な施策を行う
7. 公務員等人権との関わりが深い職業に従事する人の人権意識を高める
8. 住民やNPO等の団体による人権尊重に向けた取組を支援する
9. 人権侵害を受けた人に対する救済策を充実させる
10. その他（具体的に： _____）
11. 特にない
12. わからない

(京都府の人権教育・啓発に対する意見等)

問16 京都府では、府民の皆様一人ひとりの日常生活の中に人権意識が根付き、人を大切にす社会を築くため、今後も積極的に人権教育・啓発を進めていきたいと考えています。ご意見やご要望などがありましたら、お書きください。

最後に、あなたご自身のことについてお聞きします。

問ア あなたの性別は。（次の中からあてはまる番号1つに○をつけてください。）

- | | |
|-------|-------|
| 1. 男性 | 2. 女性 |
|-------|-------|

問イ あなたの年齢は。（次の中からあてはまる番号1つに○をつけてください。）

- | | | | |
|---------|---------|----------|---------|
| 1. 20歳代 | 2. 30歳代 | 3. 40歳代 | 4. 50歳代 |
| 5. 60歳代 | 6. 70歳代 | 7. 80歳以上 | |

問ウ あなたの職業は。(次の中からあてはまる番号1つに○をつけてください。)

< 区 分 >	< 説 明 >
1. 勤めている人 (従業員30人以上)	会社・団体・個人商店などに勤めている人を行い、住み込みの家事手伝い、日々雇用されている人を含む。
2. 勤めている人 (従業員30人未満)	
3. 公務員	官公庁職員、教職員、消防職員、警察職員などをいう。
4. パートタイムやアルバイトで勤めている人	学生を除く。
5. 会社などの役員	会社の社長・取締役・監査役、団体の理事・監事などの役員をいう。
6. 自営業主	個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や、開業医・弁護士・著述家などをいう。
7. 家族従事者	農家や個人商店などで、農作業や店の仕事などを手伝っている家族をいう。
8. 家庭内の賃仕事 (内職)	材料が支給され、大がかりな固定的設備を必要としない仕事を、自宅で一人でやっている場合をいう。
9. 家事に従事している人	家事をしていて、他に収入を伴う仕事をしていない人をいう。
10. 学生	高等学校・大学などに通学している人 (勤めている人を除く) をいう。
11. 無職	収入を伴う仕事をしていない人 (年金のみでの生活者を含む) をいう。
12. その他 ()	1～11のいずれの区分にも該当しない場合をいう。

問エ あなたのお住まいの地域は。(次の中からあてはまる番号1つに○をつけてください。)

1. 北部地域	(福知山市・舞鶴市・綾部市・宮津市・京丹後市・伊根町・与謝野町)
2. 中部地域	(亀岡市・南丹市・京丹波町)
3. 京都市地域	(京都市)
4. 南部地域	(宇治市・城陽市・向日市・長岡京市・八幡市・京田辺市・木津川市・大山崎町・久御山町・井手町・宇治田原町・笠置町・和東町・精華町・南山城村)

ご協力ありがとうございました。

同封の返信用封筒に入れてご返送ください。

平成23年9月

府民の皆様へ

京 都 府

「新京都府人権教育・啓発推進計画」

に関する府民調査へのご協力のお願い

皆様方には、日頃から、京都府政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

京都府におきましては、個人の尊厳と人権が尊重される社会の実現を目指し、平成17（2005）年1月に「新京都府人権教育・啓発推進計画」を策定し、この計画に基づいて、府民の皆様一人ひとりの日常生活の中にしっかりと人権意識が根付き、人を大切にする京都府を築いていけるよう、様々な取組を行ってきているところです。

この度、こうした取組の状況を踏まえ、さらに今後の人権教育・啓発の取組をより効果的に進めるために、府民の皆様のお考えを聞かせていただきたくアンケート調査を行うこととしました。

この調査は、京都府内全市町村から無作為に選んだ20歳以上の方3,000人を対象に実施し、そのお一人として、あなたにお願いすることとなりました。

ご回答いただきました内容につきましては、かたく秘密を守り、他の目的に使用することはありませんので、日頃のお考えを率直にお書きいただきますようよろしくお願いいたします。

<この調査の問い合わせ先>

京都府 府民生活部 人権啓発推進室 企画・推進担当

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

電話番号：075-414-4267 FAX番号：075-414-4268

Eメール：jinken@pref.kyoto.lg.jp

■督促ハガキ

POST CARD



きょうと ふ ぐみんせいかつぶ じんけんけいはつすいしんしつきかく すいしんたんとう
京都府 府民生活部 人権啓発推進室企画・推進担当
きょうと し かみぎょう く しもだちうりどおりしんまちにしているやぶのうちちよう
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
でん わ
電 話 075-414-4267
F A X 075-414-4268

ここからゆっくりとはがしてご覧ください。
なお、このはがきが湿っている場合は乾燥させてから開いてください。

「新京都府人権教育・啓発推進計画」

に関する府民調査

ご協力のお礼とご回答のお願い

はいけい せいしゅう こう ますます せいえい かた
拝啓 清秋の候、益々ご清栄のこととお
喜び申し上げます。

せんじつ ゆうそう おく しん
先日、郵送にてお送りいたしました「『新
京都府人権教育・啓発推進計画』」に関する
府民調査にご協力いただきまして、誠に
ありがとうございます。心よりお礼申し
上げます。

まだご回答いただいていない方につきま
しては、おそれ入りますが、調査票にご回答
の上、返信用封筒（切手不要）に入れて、
10月10日（月）までに^{へんそう}ご返送くださいますよ
うお願い申し上げます。

この調査は、今後の人権教育・啓発の取組
をより効果的に進めるため、府民の皆様のお
考えをおうかがいするものです。

お寄せいただいたご回答やご意見は、貴重な
資料として活用させていただきますので、
ご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

なお、この調査についてのお問い合わせは、
下記までご連絡ください。

敬具
平成23年10月

きょうと ふ ぐみんせいかつぶ じんけんけいはつすいしんしつ
京都府 府民生活部 人権啓発推進室
きかく すいしんたんとう
企画・推進担当
きょうと し かみぎょう く しもだちうりどおりしんまちにしているやぶのうちちよう
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
でん わ
電 話 075-414-4267
F A X 075-414-4268

料金別納
郵便



京都府が実施する調査に
ご協力を願います。

調査票の記入にあたって、身近な方の読み上げや代筆記入ができない
場合、また、記入にあたってわからないことがありましたら、同封の
調査票に記載の問い合わせ先までご連絡ください。



京都府

府民生活部 人権啓発推進室

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

電話 075-414-4267（直通）

FAX 075-414-4268

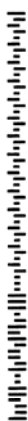
6 0 2 8 7 9 0

（受取人）

京都市上京区下立売通

新町西入藪ノ内町

京都府府民生活部人権啓発推進室 行



料金受取人払郵便

西陣支店
承認

1654

差出有効期間
平成23年12月
31日まで
(切手不要)

新京都府人権教育・啓発推進計画に関する府民調査票在中